

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	23	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと

提案団体

十津川村

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

令和6年4月1日より施行された改正不動産登記法による相続登記の義務化を契機として、農地法第3条の3及び森林法第10条の7の2第1項に基づく届出について、法務局における相続登記の完了をもって当該届出がなされたものとみなす規定(みなし規定)を設けることにより、自治体の事務負担及び住民負担の軽減を求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

○相続人の過重な負担と制度の複雑さ

中山間地域においては、複数の行政窓口への同様の情報の提出を求められる現状が、特に高齢の届出者や遠隔居住者にとって過大な負担となっている。

○自治体現場における事務負担の増大

相続登記が完了している一方で、農地法や森林法の届出が未提出である事例が後を絶たない。自治体職員は、法務局からの通知情報と台帳を照合し、未届出者に対して個別に督促を行う等の事務作業に追われており、本来注力すべき農林業振興や鳥獣害対策等の業務が圧迫されている。

○行政情報の不統合

手続きが分散しているため、相続登記の情報と農地台帳・森林簿の情報にタイムラグや不整合が生じ、所有者不明の土地問題の解決を阻害する一因となっている。

【その他】

政府が推進する「デジタル田園都市国家構想」における「書かない窓口」や「ワンスオンリー原則(一度提出した情報は二度提出させない)」の理念にも合致している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民負担の軽減と行政事務の効率化が図られる。

根拠法令等

不動産登記法第 76 条の2
農地法第3条の3
森林法第 10 条の7の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市

○登記済みの場合、登記所からの通知により税務部局で把握している情報を、林務部局においても確認することが可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○【支障事例】地方自治体では年度ごとに更新される地番データをもとに山林の所有者を確認しており、改めて届出を受理する必要性が低いうえに、担当課の窓口では所有地番が対象になるかという届出者からの問い合わせが多く寄せられており、制度の説明や当該山林の地番及び位置確認等に時間を要しており対応が困難な状況である。一方、届出者にとっても、届出を提出するために登記した土地の現状が山林かどうかを確認するための負担が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

農地法第3条の3に基づく、農地の所有権等を相続等により取得した場合の農業委員会への届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地についての権利移動があった場合においても、農業委員会が速やかにこれを知り、その機会をとらえて、農地の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずる必要があることから設けられており、届出者の情報等に加え、農地の権利設定のあっせん希望に関する記載を求めているところ。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、農地における所有実態を把握する観点から、令和5年9月に農地法施行規則を改正し、届出人の国籍・在留資格等の記載についても求めているところ。

御提案の相続登記の情報のみでは、現時点においては、農地の権利設定のあっせん希望や国籍等の情報を把握することはできないことから、相続登記の完了をもって本届出を代替することは困難である。

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたこととみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月より届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の制度と比べて相当長期間の差がある。このため、登記の完了をもって本届出がなされたこととみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、3年以内に相続登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要があるおそれがある。

また、仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

ただし、所有者の負担軽減に資するよう、本届出の期限は 90 日以内(森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 7 条第 1 項)とされているところ、相続手続の実態や他制度との整合性等の観点から、管理番号 177 の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	41	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

戸籍届出の24時間受付体制の廃止等

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省庁

法務省

求める措置の具体的内容

戸籍届出の24時間受付体制を廃止し、紙面による届出は市区町村が個別に定める窓口受付時間内とし、それ以外の時間帯の受付はオンライン届出のみとする制度の構築を提案する。

令和7年の分権提案「婚姻届等のオンライン化」において、各府省からの第1次回答として「御要望があった届出についてはいずれも制度上オンラインで行うことが許容されている(戸籍法施行規則第79条の2の4)」と回答があるところ、戸籍事務は「第一号法定受託事務」であることから、市区町村ごとに判断してオンライン化を導入するのではなく、適切な制度・仕組みを構築のうえ「法務省が」主体として取り組むべき内容である。

そこで、以下を提案する。

①戸籍事務取扱準則で定める「24時間受付義務」の廃止と窓口の開庁時間内集約:

夜間・休日の対面窓口(宿直・警備員室での受領等)を廃止し、紙面の窓口受付は市区町村の定める開庁時間内に限定するよう、戸籍事務取扱準則(以下「準則」という。)を改訂する。

また、オンラインにより24時間受け付けする仕組みを法務省の責において構築し、市区町村に実施を求めること。

②オンライン届出を自動処理する仕組みの構築:

オンラインで提出された届出については、法務省の責により標準仕様書を改訂のうえ、自動で届書審査から入力までのプロセスが可能となるよう仕組みを構築し、職員は決裁段階でのみ関わるものとする。

具体的な支障事例

戸籍事務は第一号法定受託事務であり、現状では、市区町村は準則第24条に基づき、24時間365日、戸籍届出の受付体制を維持する義務を負っている。

この義務は「紙面の届書を対面で受け取り、その受領時間を記録する」実務を前提としており、多くの市区町村が職員の宿直や民間事業者への委託により体制を整えているところである。

しかしながら、国全体の人口減、特に生産年齢人口の減により職員、また民間人材も不足する中で、この仕組みを持続することは困難である。

また、委託により本業務を市区町村が直接実施する業務から切り離したとしても、民間委託人材の奪い合いとなるだけであり、根本的な解決には至らない。

さらに、この体制維持のために全ての市区町村が自らの予算により職員の人件費や委託費を捻出しており(※)、財政面から見ても少なくない影響がある。

※地方交付税の算定根拠として戸籍数が存在しているが、本業務は「全ての市区町村」において実施しているものであり、地方交付税の不交付団体においては地方交付税による財政的補填がなされていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

紙面届出の受付時間を窓口受付時間に限定することで、夜間・休日体制維持に係る財政負担を軽減できる。また、オンライン届出を24時間受付とすることで住民利便性を確保しつつ、行政運営の合理化を図ることが可能となる。

根拠法令等

戸籍法、戸籍事務取扱準則第24条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、三浦市、新潟市、名古屋市、豊橋市、安来市、高松市、熊本市、都城市

○当市においても、夜間・休日の窓口受付対応する職員の確保には苦慮しており、異動希望・離職希望の原因の一つと考えている。休日の窓口受付勤務は、平日に代休取得が必要なため、人員不足に拍車をかけ、来庁者の待ち時間が長くなる原因の一つとなっている。この人員を平日日中の業務に集約できれば、窓口業務の効率化の向上につながると考えられる。夜間・休日の届出は、平日の日中に再度来庁し、届書の誤記を訂正しないと、届書を受理できない場合が多く、何度も窓口来庁が必要のため、届出人の利便性に寄与しない。なお、夜間・休日の届出に不備がない場合でも、マイナンバーカード等の手続きのため、平日の日中に届出人の来庁が必要な場合がほとんどである。また、システム標準化により、戸籍システムの利便性が低下し、法務省のシステムメンテナンス中は、火葬許可証発行に支障が生じ、休日に火葬許可証を発行することが困難なため、休日の窓口受付の利便性がより低下した。さらには、手薄な時間帯を狙って虚偽の養子縁組届出をもくろまれるなど、夜間・休日窓口受付の弊害は枚挙にいとまがない。不受理申出など、オンラインでの届出・申出の制度の整備・構築の方が届出人・申出者の利便性や目的に合致すると考える。

○戸籍は全ての国民生活に関わるため、高齢者、デジタル弱者への配慮がある程度必要なことから、戸籍届出のオンラインと窓口の併用は、これから先細る人材の確保、財政負担軽減の観点から有益なものと考えられる。

各府省庁からの第1次回答

提案①について

戸籍の届出については、死亡の届出など、法定の届出期間内に届出を行う必要があるものがあるところ、オンラインに不慣れであり、仕事の都合等により平日の開庁時間に市役所等を利用することができない方については、休日や執務時間外に窓口で届出をせざるを得ない。また、特に婚姻の届出については、夫婦が希望する日時に窓口で届出を行うニーズは、国民において根強いと考えられる。以上を踏まえると、オンライン化の有無にかかわらず、休日又は執務時間外の届出の受付を廃止することは困難である。

また、令和7年地方分権改革に関する提案募集・管理番号81における各省回答のとおり、戸籍の届出については、制度上オンラインで行うことが許容されている（戸籍法施行規則第79条の2の4）。国において御提案のようなオンライン化の仕組みを構築することは、費用対効果の観点から慎重な検討を要する。

提案②について

御提案の「職員は決裁段階でのみ関わる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省が定める「戸籍情報オンラインシステム標準仕様書」では、届書の情報の入力及び審査を自動化するものとしている（同標準仕様書P1-9参照）。

なお、国がオンライン化の仕組みを構築することは、費用対効果の観点から慎重な検討を要する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	107	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

「特定活動」の種類を電子データにより提供すること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

外国人の在留資格について、「特定活動」の種類まで分かる電子データの提供を求める。
具体的には、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるよう、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムの導入を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

①国民健康保険

住民基本台帳システムや在留カードからは、特定活動であることまでしか分からないため、国民健康保険の加入手続きの際、外国人住民からパスポートに貼付されている「指定書」を提示してもらい、平成2年法務省告示第131号の第25、26、40、41号に該当しないか確認を行っているが、パスポートを携帯していない場合も多く、改めて指定書を持参いただく手間が生じるなど、外国人住民と市の事務処理に負担が生じている。

また、在留資格の変更でも、住民基本台帳法第30条の50の規定に基づく出入国在留管理庁からの通知や在留カードからは特定活動の種類が分からないため、外国人住民から「指定書」の提示を受けて目視確認する必要があるが、加入時同様に対応に苦慮している。

仮に、適用除外となる外国人住民を加入させてしまった場合は、国民健康保険の資格を遡及して取消し、当該外国人住民に対して、支給した保険給付費相当額の返還請求を行うことになるため、行政の信用を損なう重大な問題となってしまう。

②介護保険、③後期高齢者医療

介護保険においては、住民基本台帳に登録されている65歳以上の住民は、後期高齢者医療においては、住民基本台帳に登録されている75歳以上の住民は強制加入となるため、加入手続きは不要となる。一方で、法務省告示の第25、26、40、41号に該当する外国人は適用除外となるため、外国人住民を呼び出し、指定書の原本を確認する手続きが発生している。

【支障の解決策】

現在、紙媒体である「指定書」の目視でしか適用除外の判別ができない状況であるが、法務省から在留資格「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供を受けることができれば、支障が解決すると考える。

【令和3年提案募集(管理番号51)との関係】

令和3年提案募集(管理番号51)の結果、市町村が国保連合会に委託することで、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者について、毎月12日に前々月分の情報を取得できる仕組みが導入された。

当該措置は、「既に国民健康保険に加入中の外国人が、資格喪失させるべき在留資格に変更となった場合、適切に喪失処理を行える」という点で一定の効果がある一方で、タイムラグがあるため、依然として、来庁しての更新手続（「指定書」の目視確認）が必要である。

本提案については、①～③への新規加入時も含めて、市町村からの照会を可能とすることで、より広範に来庁による手続を不要とする趣旨である。

【在留管理 DX との親和性】

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）（詳細版）」において、マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携のさらなる活用を含む在留管理 DX の推進等が掲げられ、具体的に「入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供」と記載されていることから、本提案については国が推進しようとする在留管理 DX との親和性が高いものと捉えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供により、「指定書」の提示が不要となるため、外国人住民と市町村の事務処理の負担軽減につながる。

また、電子的な突合点検が可能となることから、事務処理の効率化及び正確性向上が期待される。

根拠法令等

国民健康保険法第6条第11号、国民健康保険法施行規則第1条第2号、第3号、第4号、第2条第3項、介護保険法第9条、高齢者の医療の確保に関する法律第51条第2号、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第9条第2号、第3号、第4号、第10条第3項、平成2年5月24日法務省告示第131号、平成16年6月8日厚生労働省告示第237号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市、伊勢崎市、さいたま市、川崎市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、広島市、大野城市、大村市

○現在は本人を呼び出し、聞き取りが必要であり、このシステムが導入されることにより事務負担が軽減される。

○提案にあるように、外国人の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるよう、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムが導入されることで、本市においても、事務負担の軽減につながるものと考えます。

○住民異動の担当課において、各制度への加入手続きを一元的に行うことは困難であるため、必要とする関係部署にそれぞれ手続きするよう案内しなければならない。介護保険においては、加入手続きがされなかった場合、被保険者資格だけでなく、介護保険料の賦課算定において時効になるなどの影響が生じてしまう。データでの提供が可能になれば、そのデータを元に加入の可否が判断でき、住民異動の担当課での手続き案内は不要になる。また、介護保険においても、少ないタイムラグで被保険者資格や保険料の賦課算定が正確に行える。

各府省庁からの第1次回答

今回御指摘の特定活動の該当（25、26、40、41号）の有無を含む、外国人の在留カードの交付に関する情報等（以下、単に「必要な情報」という）については、情報提供主務省令（※）及び関係システムにおける所要の整備が完了している場合は令和9年3月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みのところ、①及び③に関しては、同月の連携開始に向け調整中である。②に関しては、同様に情報連携により必要な情報の取得が可能かどうか、関係省庁等と確認・調整を行い、その結果を踏まえ、情報提供主務省令及び関係システムにおける所要の整備等を含めた必要な対応を検討していく。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	117	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る「利用登録申請」及び本籍地市町村による承認事務の廃止

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

コンビニエンスストア等における戸籍証明書の交付において、本籍地市町村と住所地市町村が異なる場合であっても、事前の利用登録申請を不要とし、コンビニ端末上で即時に取得できる仕組みの構築。

具体的な支障事例

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスは、国民の利便性向上に大きく寄与しており、特に住民票や印鑑登録証明については取得に際し時間や場所に係る制約が大きく減った。

一方で、戸籍証明書については、本籍地が現住所の自治体と異なる場合、コンビニで取得するためには事前に「利用登録申請」を行う必要があり、利用者にとって大きな負担となっている。この利用登録申請は「即時性に欠ける(登録承認まで一定期間を要する)」「認知度が低い」「手順方法が分かりづらい」といった課題があり、コンビニ交付サービスの利便性を十分に活かしていない状況にある。

また、地方公共団体情報システム機構が定めるコンビニ交付制度の現行運用では、本籍地市町村による利用登録及び利用可否の管理を前提としているため、申請者が入力した本籍地情報等に誤りがあった場合、個別に申請者へ連絡を行う確認作業や問い合わせ対応が生じており、本籍地市町村の職員の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からは、事前に申請が必要なことや、申請後数日待たされることに対して不満の声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用登録申請及び承認事務を廃止することにより、全国のコンビニにおいて速やかに戸籍証明書を取得できるようになることから、国民の利便性が向上するとともに、自治体の窓口業務の負担軽減につながる。

根拠法令等

戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北見市、花巻市、北上市、いわき市、白河市、松戸市、柏市、大網白里市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、京都市、豊中市、寝屋川市、神戸市、姫路市、西宮市、生駒市、安来市、高松市、今治市、北九州市、福岡市、小郡市、熊本市

○市外に居住する本籍人の負担が減るため、見直しが必要と考える。

○当市においても申請者への申請内容確認のための連絡が日中はなかなか取れず、時間外に行っているため、職員の時間外労働、負担の増加の一因となっている。

○他都市住所地の場合でも、市内住所、市内本籍の方と同様に住民票コードなどで戸籍とマイナンバーカード情報の紐づけなどにより、本人確認ができるシステムの構築が可能となるのであれば、事前登録は必要なくなり、利用者の利便性の向上及び職員の事務軽減につながると思われる。

○広域交付が開始したことにより、コンビニ交付も事前登録不要で発行できれば利用者にとっても便利になるかと思われる。

○コンビニで戸籍を取得する際、本籍地と住所地が異なる場合、利用登録申請が必要となることは、利用者・職員双方の負担となっている。端末のメニューから必要な手続きの選択が分かりにくく、メニューを進んでも取得したい証明書を選択できない、申請をしても本籍地の自治体で承認されないと証明書を取得できない、時間がかかるという声が寄せられており、利用者には手続きの不便さを生じている。また、職員にとっても端末操作の電話対応や利用登録申請の内容に不備等があれば申請者に再申請が必要な旨連絡したり、却下手続きをして、再度申請に対応したりするなど事務負担となっている。

○申請内容に不備があった場合の本人への連絡等、業務が煩雑で市町村への業務負担がある。急ぎ証明書が必要な申請者から問い合わせがある。(市町村を介さず手続きが完結する方が申請者本人の利便性も上がる)

○利用登録申請情報と戸籍情報を職員の手作業で紐付ける必要があるため、紐付け誤りによる個人情報漏えいのリスクがある。

各府省庁からの第1次回答

コンビニ交付サービスでは、利用者証明用電子証明書の発行番号を活用することで、個人番号カードと利用者本人の紐付けを行っているところ、本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合においては、本籍地市区町村は利用者本人を特定するために必要な発行番号を有していないため、現状利用者本人が「利用登録申請」を行い、本籍地市区町村に発行番号等の情報を送信する必要があります。

そのため、カード交付及び更新や転入転出手続等の窓口事務の中で、戸籍証明書のコンビニ交付サービスを利用される場合には、事前にキオスク端末での登録申請を要することを案内し、利用者に予め「利用登録申請」の手続きを行っていただけるよう、総務省としても周知徹底に努めてまいります。

なお、国民及び市区町村の負担軽減の観点からは、法務省において、戸籍情報連携システムを用いた情報連携により、旅券の発給申請等の行政手続において紙の戸籍謄本等の添付省略を可能とすることで、紙の戸籍謄本等の交付手続そのものを不要とする取組を行っています。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	131	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。

具体的な支障事例

【現状】

市町村林務部局では、法務局から取得した公図を使用して、林地の位置を特定する業務を行っている。例えば、「伐採および伐採後の造林の届出※1」及び「森林の土地の所有者届出※2」の際の届出内容の確認作業、また「森林現況調査※3」の際の位置の特定作業、などが挙げられる。

※1…森林所有者などが森林の立木を伐採する場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※2…売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※3…農業委員会からの非農地通知により新たに森林に編入するかどうかの現況調査に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

【支障】

都道府県が運用する林地情報オープンデータ「森林クラウドシステム」は、運用者のもとで筆ポリゴンを独自に設定するなど手作業で構築しており、地番や土地境界などの不動産登記情報と連携した構築となっていない。このことによって、市町村林務部局の各種業務において、森林クラウドシステムの閲覧だけでは正確性に問題があることから、公図の取得を余儀なくされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法務局から取得する公図が不要となり、システム間連携による情報のワンストップ化が実現

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市

—

各府省庁からの第1次回答

不動産ベース・レジストリについては、令和9年度末の地図情報のサービス提供を目指し、データベースの整備を進めている。これにより、これまで公用請求により取得していた地図情報を、オンラインで確認・取得することが可能となる見込みである。

不動産ベース・レジストリと「森林クラウドシステム」との間での地図情報の連携については、地図情報の整備状況や、森林クラウドシステムの整備・運用が各都道府県それぞれの考え方等により行われていることなどから連携することは各都道府県の判断によるもの。

今後、実際に各都道府県で御判断いただくに当たって、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	163	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

抵当権等の設定された土地を公共事業のために取得する場合において抵当権等の抹消登記が可能となる要件の緩和

提案団体

福島県、群馬県、全国知事会、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

抵当権(本項においては根抵当権、買戻し特約、差押等の登記を含む)の設定された土地を公共事業のために取得する場合、一定の条件(抵当権者の所在不明、抵当権の相続未登記等)を満たせば、土地所有者と公共事業施行者の申請のみで抵当権等の抹消登記を行えるよう法令改正(不動産登記法の改正又は特別措置法の制定)をしてほしい。

具体的な方法としては、上記二者が抵当権抹消に係る申立てを所管の裁判所に行い、抹消に関する官報公告期間を経たあとで、金銭供託を伴うことなく、裁判官の嘱託により抹消登記を行う方法である。

具体的な支障事例

当県の計画する土地改良事業において、事業用地(換地処分ではなく用地取得を行う範囲)となる複数の土地に抵当権が設定されていた。土地ごとに条件は異なるが、いずれも設定時期は昭和30年頃、被担保債権は一万円~二万円程度であった。抵当権者については各筆で異なるが、戸籍等で死亡が確認できる者と、所在不明(戸籍等に同姓同名の者はいるが住所が符合しない)の者がいた。

公共用地取得の原則として、抵当権の設定された土地は取得前に土地所有者による抵当権抹消が必要とされている。しかし、抵当権者が所在不明あるいは多数の相続人となっている場合、個人である土地所有者にとって、抵当権者について調査することは金銭的負担(司法書士への依頼料等)が大きい。加えて、土地所有者が債務者当人ではなく相続人であるため、当事者意識や「抵当権を抹消してでも協力する」という意識は希薄であることが多い。

実際に、現在用地取得を進めている事業において、一部の地権者から抵当権抹消の困難さを理由に協力を拒まれる懸念が発生している。

抵当権を抹消することなく用地取得するという選択肢もあるが、土地改良事業の場合、事業後に関係団体(市町村又は土地改良区等)に土地改良財産の一部として土地を譲与するため、抵当権を理由として譲与を拒まれる可能性がある。譲与を受け入れたとしても抵当権設定が抹消されない限り競売のリスクが残るため、根本的な解決には至らない。

なお、当県の定める「用地事務取扱要領」において「取得する土地等に所有権以外の権利が設定されているときは、土地所有者等にその権利を抹消させなければならない」とあり、これは国(農林水産省、国土交通省)の定める方針に準拠している。

なお、当県の想定する「一定の条件」は以下のとおり。

①「一定の捜索を行っても抵当権者の所在が不明であること」

②「抵当権者が死亡し、相続登記がされていない状態で、抵当権抹消をする旨を一定期間公告しても異議申立てがないこと」

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

(事業者の意見)

設定時期が古く、消滅時効を迎えている可能性が高いため行使される見込みの低い抵当権(いわゆる休眠抵当権)のみを理由として公共用地取得を断念することは合理的ではないと考える。

実際、令和5年4月1日施行の改正不動産登記法 70 条の2において休眠抵当権の抹消条件が一部緩和されるなど、その機運は高まっている。ただし、同条で対象とされているのは、抵当権者が「解散した法人」の場合のみであり、個人間の金銭貸借による抵当権は対象となっていない。当県の土地においては個人が抵当権者となっているケースが多く、現行法制では抹消は困難なままである。

また、「抵当権又は被担保債権の消滅時効援用の申立て」や「金銭供託を伴う抵当権消滅請求」といった手法もあるが、これらの手続きや供託金は土地所有者にとって負担となる(用地取得の対価が供託金額を上回るケースは限定的)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業用地に付された抵当権の抹消手続きは多大な時間と労力を要するため、抹消手続きが簡略化されれば事業完了までの期間は短縮される。また、抵当権の付された土地でも公共事業用地に加えやすくなるため設計の柔軟さも増す。

また、副次的な効果ではあるが、「公共事業施行者の申請を伴えば円滑に抵当権を抹消できる」ことは土地所有者にとってメリットであるため、事業用地の任意取得にプラスに働くことが見込まれる。

根拠法令等

不動産登記法第 60 条
民法第 379 条から 386 条まで

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、茨城県、名古屋市、安来市、熊本市

○当県においても、抵当権設定の時期が極端に古く(明治・大正時代)、抵当権者の探索特定が極めて困難な「休眠抵当権」と呼ばれる抵当権が残った公共用地の取得事例はこれまでも生じている。

このような場合、債権額が少額で成果が僅少な一方、解決のための労力や費用は多大であり、所要の法令改正により簡易な手続きで抹消登記を可能とすることは大いに賛同できる。

各府省庁からの第1次回答

不動産登記法第 70 条の2は、担保権に関する登記の登記名義人である法人について、法人としての実質や、その有する担保権の実体を喪失していると認定することができる場合には、供託がされずに登記が抹消されても登記義務者(担保権に関する登記名義人)が損害を被る蓋然性は極めて小さいものであるとの考えのもとに、供託を要することなく、担保権に関する登記の抹消を登記権利者が単独で申請することを認めたものである。

これに対し、抵当権者が自然人である場合には、当該抵当権者が死亡したときにはその相続人が抵当権の被担保債権も相続することから、御指摘のような条件を満たしたとしても、抵当権及びその被担保債権が実体的に消滅しているということを形式的に判断することができないため、対応は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	176	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民票等の公用請求についてオンラインでの請求及び対応を可能とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

- ①国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務の一環として行う住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票、各種税証明等の公用請求について、オンラインでの請求及びその対応が可能となるよう総務省令の改正を求める。
- ②将来的に上記公用請求をオンラインで実施することが可能となるよう共通システムの構築、整備に向けた検討を求める。なお、共通システムには以下の仕様を含めることを求める。
交付部署にて紙媒体が必要な場合は当該システムから統一した様式にて印刷可能であること。
オンライン上の入力情報は CSV 等の形式で出力可能であること。
標準準拠システムとの連携により、対象者の特定及び証明発行までオンラインで完結が可能であること。
- ③住民基本台帳ネットワークシステム等の利用ができず、公用請求を行う案件への対応については、将来的に電子交付での対応が可能となるよう検討を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

公用請求に関しては、住民基本台帳法、戸籍法、地方税法等でそれぞれ定められている。特に住民基本台帳法については住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項により「住民票の写し等の交付の請求は(中略)公文書を提出してしなければならない」と規定されており、オンラインでの請求は現行法令では認められていない状況。(戸籍法上は戸籍法施行規則第79条の2の4第1項の規定によりオンラインでの請求は認められており、地方税法上は請求の手法については言及はない。)

また、住民票の写し等の送付については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第7条第1項により「郵送または信書便」と規定されており、オンラインでの交付についても現行法令上は認められていない。

【支障事例、制度改正の必要性】

本市では年間約 7,900 件(令和6年実績)の公用請求を処理しており、その処理(郵送受理、整理、請求内容確認、交付可否判断、住民票発行、発送前の確認、発送処理等)に時間を多く要している。また、公用請求は多くが郵送でのやり取りとなっており、紙媒体の管理(受理後の仕分け等の整理、不足書類があった場合のやり取り、処理後の保管処理等)に要する時間も多し。また、令和5年度の提案募集において、公用請求様式の統一が図られたが、依然として自治体独自様式の利用等があり、全ての請求様式の統一には至っていない。本市において公用請求対応に係る事務処理の自動化を検討した際、行政機関ごとの表現方法の違いを解消できず断念した経緯が有る等、事務改善の観点からも紙媒体でのやり取りをしていることによる支障が多くある。

【支障の解決策】

以下の解決策を提案する。

オンラインでの公用請求及びその対応が可能となるよう、公用請求の方法及び送付の方法を規定する総務省令にオンラインによる申請に係る内容を追加する。

将来的に公用請求をオンラインで実施することが可能となるよう共通システムの構築、整備を行う。

行政機関間の公用請求については、将来的に電子交付が可能となる仕組みの整備を行う。

共通システムの整備及び電子交付化により、紙媒体の管理手間削減、郵送に要する費用及び時間の削減等の支障解決に寄与し、加えて将来的に標準準拠システム(住記システム、戸籍システム等)との連携が実現されれば更なる事務効率向上に寄与するものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①公用請求を行う側(各事業所管部署)の効果

公用請求書の作成、発送の手間削減、郵送料の削減

郵送に要する時間削減による事務スピード向上

②公用請求に対応する側(住民課等の部署)の効果

紙媒体の管理手間の削減

請求内容の可読性向上による事務ミス防止、事務スピード向上

RPA等の事務の自動化が容易になる(実現により大幅な事務スピード向上)

※事務を外注する自治体にとっては事務効率化に伴う委託費用低減等の効果

将来的に住記システム等基幹システムとの連携が実現されれば更なる事務効率向上が期待できる

公用請求を行う事務、公用請求に対応する事務は全国全ての自治体で行われており、共通システムの整備及び電子交付化により公用請求を行う各行政機関及び公用請求に対応する各市区町村の事務負担軽減に寄与するものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第7条第1項、第8条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、富岡市、さいたま市、柏市、川崎市、厚木市、新潟市、静岡県、富士宮市、豊橋市、名張市、寝屋川市、姫路市、安来市、東広島市、松山市、特別区長会

○日々大量の公用請求を受けており、窓口対応をしながらの対応となるため処理が追い付かない状況である。

○道路用地の登記手続きで地権者の現在住所が不明な場合や相続人を調べる場合等、住民票や戸籍附票の請求をすることも多い。これらは現状郵送でしか請求できず、請求書の作成、印刷、郵送の準備、郵便料金等、多大な事務負担となっている。また、配達の日数も長くなっており、この間登記手続きは止まってしまう。請求書に不備があった場合、電話での確認となり、請求する側も請求を受ける側も負担が大きい。

○公用請求書の作成や発送に手間がかかり、照会から回答まで相当な時間を要していることから、オンライン化により、業務の効率化、経費の削減を図りたい。

○本市においては公用請求における請求内容の確認や請求利用により不要と判断される個人情報について不交付の連絡(住民票謄本ではなく抄本での交付など)など請求元団体との電話連絡に時間を要しており、オンライン請求での請求フォームの統一が請求内容等不備の解消のため必要と考える。

○公用請求のオンライン化も望むが、それと併せて、住民基本台帳システムを利用できる業務においても、本籍・筆頭者が確認できないために住民票の写しの本籍・筆頭者記載のあるものが請求されることが多いため、住民基本台帳ネットワークシステムに本籍・筆頭者を管理項目とし、参照できるような改正・改修を望む。また、附票の写しは住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍情報連携システムのように公用請求できる仕組みの構築を望む。

各府省庁からの第1次回答

住民票の写し及び戸籍の附票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第8条及び第9条並びに戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)第5条及び第6条の規定により、公文書で行うとともに国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示することが求められるところ、公用請求をオンラインで行う場合には、各行政機関等が利用可能な職責証明書を発行・検証するシステムを構築する必要があることから、ニーズや費用対効果を慎重に検討する必要がある。

なお、住民票の写しの電子交付については、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ中間とりまとめ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる」旨が示されたところである。

また、住民基本台帳ネットワークシステムは、本人を一意に特定するために最小限必要な「氏名・住所・出生の年月日・男女の別・個人番号」等の情報に限り連携することとしており、機微な情報とされる戸籍に係る情報をこれらの情報に併せて連携することは適当でない。

法務省においては、戸籍電子証明書のオンラインでの公用請求に係る環境整備・手続の簡素化に引き続き取り組むこととしてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	180	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

特定技能外国人人数枠の制限緩和

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省庁

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行の出入国管理及び難民認定法とそれに基づく基本方針や運用方針では、介護事業所における特定技能外国人の人数は日本人等の常勤介護職員数を超えないこととされているが、職員の高齢化が進む過疎地域の介護現場からは、このままでは近い将来、持続的な介護サービスの維持が困難となりかねないとの声が寄せられていることから、介護現場におけるサービスの質を維持しつつ、特定技能外国人の人数枠の制限緩和に向けた検討を進めることを求める。

具体的な支障事例

特に過疎地域では、地域全体が高齢化し、介護ニーズはあるものの、多くの事業者は、質の高い介護サービスを提供する上で必要となる職員数が確保できず、顕在化するニーズに対応することが難しい現況にある。そうした中で、一部の事業者は、地域の介護ニーズに積極的に対応すべく、生産性向上や外国人介護人材の活用に活路を見出そうとしており、県としてもそうした事業者の生産性向上や、外国人介護人材の確保・定着を支援しているところである。特に、外国人介護人材の確保、定着については、現場人材の主力となっている特定技能「介護」人材(在留期間:最長5年)に対する日本語学習支援を強化するなど、永続的な就労が可能となる在留資格「介護」への移行が図られるよう、取り組んでいるところである。しかしながら、在留資格「介護」については、介護福祉士の資格取得が要件となっており、中長期的な学習や現場経験を重ねる必要があることから、特定技能からの移行や同在留資格取得者の確保は容易ではなく、現場で活躍する外国人介護人材の多くが特定技能の外国人となっている事業者が大半である。このため、ある事業所では、介護職員のうち、特定技能の外国人が日本人の常勤介護職員数と同等数に近づいていることから、退職した日本人職員の補充が叶わないほか、高齢化による日本人職員の離職が続くと、現行の制度下では日本人の常勤介護職員の減少に伴って外国人介護人材数を減らす必要に迫られることが見込まれる。今後、同様の事態に見舞われる事業者も多数生じることから、将来的に安定した介護サービスの提供が出来ない恐れがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者からは、「日本人職員の確保に努めているが、人材確保は難しく、特に長期間働いてくれる若年職員の確保は長年できていない。」、「県の支援も受け、特定技能外国人を在留資格「介護」に移行させるよう努めているが、簡単ではなく、介護サービスの提供は特定技能人材に頼っているのが現状。」、「日本人職員の高齢化等による退職が相次ぐと、外国人材による職員補充ができなくなるほか、現在在籍している外国人職員数も減らさざるを得ず、苦渋の決断にはなるが、事業規模を縮小せざるを得ない。」といった声を聞いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

日本人職員の確保が特に困難な過疎地域にあっても、特定技能外国人材の活用により事業規模の拡大や維持が可能となり、需要に見合った介護サービスを安定的に提供することが可能となる。また、特定技能外国人材の受入拡大により、在留資格「介護」への移行を目指す者の増加も見込まれることから、優秀な職員の定着促進や、介護サービスの提供に必要な職員数の中長期的な確保にも資する。

根拠法令等

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（令和8年1月23日閣議決定）
別紙1「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」P6 第二 2(3)②

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市

—

各府省庁からの第1次回答

介護分野においては、介護が対人サービスであり、ケアの質の担保や適切な指導体制を確保する必要があることから、事業所ごとに特定技能外国人の数が日本人等の常勤の介護職員（※）の総数を上回らないこととしているものであり、当該要件を緩和することは困難である。

（※）日本人等の常勤の介護職員には以下の外国人材が含まれる。

- ① 介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士
- ② 在留資格「介護」により在留する者（介護福祉士の資格を取得した者）
- ③ 永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者

その上で、介護福祉士の資格を取得した外国人については、「日本人等の職員数」に含めて取り扱うこととしており、国としては資格取得支援として、多言語による介護福祉士国家試験のための学習教材の作成や、外国人介護人材向けの国家試験対策講座の開催等の取組を行っている。引き続きこれらの取組をご活用いただけるよう周知に努めるとともに、特定技能外国人等の定着に向けた支援を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	191	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会

提案団体

伊勢崎市、前橋市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、吉岡町、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、みなかみ町、明和町、大泉町

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「特定活動」の内容について、情報照会を可能とすること

具体的な支障事例

国民健康保険法第6条第11号及び国民健康保険法施行規則第1条第2～4号の規定により、医療目的等の外国人は国民健康保険の適用対象とされていない。

国民健康保険資格取得時には、在留資格が「特定活動」である外国人は、指定書を提示することとされているが、パスポート(指定書が添付されたもの)を携帯していない場合が多く、改めて指定書を持参いただく手間が生じている。

また、在留資格の更新時には、指定書を提示することについて、法令上明文化されていない。「特定活動」のまま在留資格の更新をした人や、新たに「特定活動」に在留資格が変更になった人について、国民健康保険適用可能か判断するためには指定書確認が必要であるが、指定書確認を促しても対応しない対象者への対応に苦慮している。この事例に関して、令和3年地方分権改革に関する提案により、出入国在留管理庁から国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者について情報提供されるようになったが、提供までにタイムラグ(2か月程度)があり、在留資格更新又は変更後の指定書の内容が国保適用対象外であった場合、それを確認できるまで一時的に資格が続いてしまう。この場合、遡って国民健康保険の資格を喪失することになり、この間国民健康保険税の納付があったときは税の還付が生じ、また、医療機関等を受診して療養の給付があったときは、不当利得として給付分の返還を求める必要が生じるが、その時点で既に転出(国外を含む)しているケースも想定される。被保険者・保険者ともに、事後の手続きの負担が生じ、現在の情報提供の仕組みは実質的な課題の解決策には至っていない。

マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携の更なる活用を含む在留管理DXの推進がされる中で、出入国在留管理庁から関係機関へ在留資格情報等を令和9年3月以降に提供する検討が行われていることが示された。提供される在留資格情報に、「特定活動」の内容が提供されるようになれば、国民健康保険適用に係る事務の適正化に繋がる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供により、「指定書」の提示が不要となるため、外国人住民と市町村の事務処理の負担軽減につながる。

根拠法令等

国民健康保険法第6条第11号、国民健康保険法施行規則第1条第2号、第3号、第4号、第2条第3項、平成2年5月24日法務省告示第131号、平成16年6月8日厚生労働省告示第237号、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理について（令和4年12月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、高崎市、玉村町、さいたま市、川崎市、相模原市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、安来市、広島市、大野城市、諫早市、大村市

○当市でも同様の支障事例が生じており、行政の事務の効率化及び被保険者の手続き簡素化につながることから、見直しを図っていただきたい。
○提案にあるように、国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会を可能にすることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものとする。

各府省庁からの第1次回答

今回御指摘の特定活動の該当（25、26、40、41号）の有無を含む、外国人の在留カードの交付に関する情報等については、情報提供主務省令（※）及び関係システムにおける所要の整備が完了している場合は令和9年3月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みのところ、国民健康保険に関する事務については、同月の連携開始に向け調整中である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	195	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、こども家庭庁、デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。

具体的な支障事例

母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)において、該当欄に出生届出済証明の記載をし押印することとされており、当市では、母子健康手帳に直接印刷できるプリンターもないことから、母子健康手帳に手書きで記載をしている。

市民に対して、出生届出時に母子健康手帳を持参いただくよう広報はしているが、週に数人は持参しないため、該当者には、後日再来庁するよう案内しているが、再来庁が負担である旨の指摘を受けている。

また、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局 民事第一課長連名通知)において、母子健康手帳の郵送対応が可能である旨示されているが、母子健康手帳原本を郵送で受け取り、記載の上で返送するのは、効率が悪い上、紛失リスクもあると考えている。

以上のことから、当市では、母子健康手帳貼付用の出生届出済証明を別紙交付する取扱いをしたいと考えている。

しかしながら、出生届出済証明の取扱いについては、地域の実情に応じ、地域住民の利便性に配慮した対応が可能であると示されているものの、別紙交付が可能であることが明確に示されていないため実施できていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、再来庁が負担であると窓口で言われたことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

別紙発行が可能となることで、母子健康手帳の持参を忘れた届出人にその場で出生届出済証明を交付でき、再来庁の必要性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに行政の効率化を図ることができる。

また、別紙発行が可能となることで、オンライン出生届開始後、出生届に関連するご案内通知の中に、母子健康手帳用出生届出済証明を同封することができるようになり、母子健康手帳を持参する(あるいは郵送する)必要

性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに、オンライン出生届と一体的に事務処理を行うことができるようになり、行政の効率化も図ることができる。

根拠法令等

母子保健法施行規則第7条、母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局民事第一課長連名通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐野市、さいたま市、須坂市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市

○【職員の記載に関するクレーム】

市民から「職員が出生届出済証明に記載した子の氏名が美しくない。ずっと残る証明のため、自分で記載したかった」とのクレームがあった。

【届出人自らが記載した場合】

戸籍に記載される字体と異なった文字(デザイン差、くせ字等)や戸籍記載とは異なった元号で記載されることもある。元号は補正で対応できるが、届出人の心情を考えると氏名を補正すべきか、公的な証明であるが故に苦慮している。

【里帰り出産時】

遠方での里帰り出産により、暫く母子健康手帳を持参できないという相談がある。別紙発行が可能になることで、これらの事案への対応がより円滑となることが期待される。

各府省庁からの第1次回答

「出生届出済証明」は、母子保健法施行規則第7条第1項に基づき定められており、出生届の際に市町村で発行されている。

この、「出生届出済証明」の発行方法については、以下のようなものがあり、いずれも通知(※)に基づき押印(印字含む)が行われていると認識している。

- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書に直接記載・押印し、交付。
- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書(シールタイプやオリジナルデザイン)を交付。
- ・郵送対応:受理決定後、父母の住民登録をしている住所宛てに出生届出済証明書を送付。

(※)昭和23年5月17日厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知「母子手帳に出生届済証明記載方の件」

上記を踏まえ、別紙発行を行うことについても差し支えない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	204	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

仮換地指定済みの土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更する際の判断基準の柔軟化

提案団体

海南市

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

土地区画整理事業の性格上、仮換地の指定から換地処分に至るまで相当の期間を要することから、事業実施段階において既に使用収益を開始した仮換地指定済の土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更するにあたり、従前地の現況に基づき判断するのではなく、仮換地先の現況等で判断をいただくなど、運用面での柔軟な対応をお願いしたい。

具体的な支障事例

不動産登記における農地から宅地への地目変更については、従前地の現況に基づき可否が判断されるため、土地区画整理事業地内においては、事業の進捗等により、従前地が既に道路や公園などの公共施設として整備されている場合など、換地処分まで変更が認められないケースがある。
登記地目が農地のままであったとしても、農地転用許可を得さえすれば、利活用するうえで実質的な制限はないとの認識ではある。しかし、不動産市場においては、実態は宅地でも、農地としての登記地目で取引されることから、既に宅地化された土地であるにもかかわらず、所有権移転の度に転用許可が必要となる手続きの煩わしさや、「宅地としての利活用が本当に担保されるのか」といった不安要素もあり、本来の宅地としての評価が得られにくいため、市場では流通しづらく、ひいては事業地内の土地利用が低迷するなど、「健全な市街地の造成」といった土地区画整理事業本来の目的を達成するうえで大きな足枷となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

不動産取引業者や宅地建物取引業協会の幹部役員からも、本来、宅地であるなら不要とされる農地転用許可が必要となることで、取引において月単位で遅れが生じることに加え、許可申請に係る費用も負担しなくてはならないなど、地権者には多大な不利益が生じており、現に、取引の低迷を招いているとの指摘がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本市の場合として、まちの玄関口となる拠点駅前的好立地にも関わらず遊休地となっていた不動産が流通に乗ることで、まちなか居住の促進に加え、商業など都市機能の充実より、良好かつ快適な住環境が確保される。

根拠法令等

不動産登記法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、稲沢市、熊本市

—

各府省庁からの第1次回答

土地区画整理法上、換地計画において定められた換地は、換地処分の公告があった日の翌日から従前の宅地（以下「従前の土地」という。）とみなされ（同法第104条第1項）、従前の土地の上に存する所有権その他の権利関係は変動することなく換地に移行する。仮換地は、従前の土地に権原を有する者が、換地処分の公告がされるまでの間、従前の土地に代わって仮に使用又は収益をすることができるものの（同法第99条第1項）、所有権は従前の土地にあるとされている。

そのため、不動産登記法上、仮換地に関する登記は、換地処分の公告がされるまでの間は、所有権の客体である従前の土地を対象として行う必要がある。

したがって、仮換地の指定がされた土地の地目を農地から宅地等に変更する地目の変更の登記についても、その対象は、仮換地ではなく従前の土地であるため、従前の土地の現況によって地目を認定する必要があるため、提案のような対応は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	277	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

1. 住民基本台帳法別表への戸籍届書の届出人、証人等の本人確認事務の追加

令和4年12月5日付総務省自治行政局住民制度課長通知により、本籍地市町村が戸籍に関する届書等に記載された氏名、住所等を確認する事務は、住民基本台帳法第30条の10第1項第3号(現行の同項第4号)又は第30条の12第1項第3号(現行の同項第4号)に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当するという見解が示された。

しかし、戸籍届書の届出人、証人等については、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われているため、届出人、証人等について、住基ネットによる確認を認めるよう住民基本台帳法に法的根拠を創設するよう求める。

2. 事務のデジタル化による電話照会慣行の禁止

戸籍事務において、他自治体が保有する情報を確認する必要がある場合、住基ネットにより確認可能な情報については、電話による照会・回答を原則として禁止し、新設される住民基本台帳法上の根拠に基づくシステム照会を標準的な事務手続とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍届書の届出人、証人等について、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われている。

【支障事例】

アナログ事務による多大な業務負担 住基ネットで瞬時に確認可能な事項に対し、電話の架電、担当者への取り次ぎ、口頭での確認といったアナログなプロセスを要しており、自治体双方の窓口業務を著しく圧迫し、事務の合理化を阻害している。

証跡(ログ)の不在 住基ネットによる照会とは異なり、電話照会は証跡が残らない。万が一、情報の不適切利用や漏洩が疑われる事態が発生しても、事後的な調査や検証が困難である。

【制度改正の必要性】

市区町村長が戸籍事務において住基ネットを利用できる法的根拠を追加し、事務の「安全性」と「効率性」を法的に担保することで、電話照会慣行がなくなり、住基ネットの利用が進む。

【支障の解決策】

住民基本台帳法別表の改正 別表に、戸籍届書の届出人、証人等の確認に関する事務を明示的に追加し、市区町村長による住基ネットの利用を可能とすること。

システム利用の原則化および通知の発出 改正後の住民基本台帳法に基づき、他自治体への情報照会は原

則として住基ネット(統合端末等)を用いて行うものとする旨の事務運用指針を、総務省および法務省から連名で発出すること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1. 行政事務の効率化とコスト削減
通信・待機時間の解消: 電話の架電、担当者の離席待ち、口頭での本人特定、復唱確認といったアナログなプロセスが解消され、またシステム上で即時に情報を取得できるため、1件あたりの事務処理時間を大幅に短縮できる。
2. 住民情報の安全管理措置の向上
厳格なアクセスログの確保: 全ての照会履歴がシステムに記録されるため、万が一の不適切利用時にも事後検証が可能となる。

根拠法令等

住民基本台帳法、戸籍法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、白河市、佐野市、さいたま市、銚子市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、安来市、笠岡市、東広島市、高松市、佐世保市、熊本市、都城市、特別区長会

- 現行電話照会を行うことにより、双方で確認連絡を行う作業に時間がとられており、事務負担軽減のため制度の見直しが必要と考える。
- 他市への照会時に住基ネットワークシステムを活用できるのであれば事務の効率化が向上するものと考えらる。
- 戸籍届出の届出人、証人等の本人確認照会事務については業務負担となっているため戸籍事務において住基ネットを利用できる法的根拠の創設を求める。

各府省庁からの第1次回答

届出人の住所については、戸籍法第29条第3号において届書に記載することとされており、婚姻等の届出の証人の住所については、同法第33条において記載をすることとされている。
そのため、市区町村においては、届書の正確性を担保するため、電話照会により、住所が一致するかを確認している実態があることは承知している。
今回の提案を踏まえ、市区町村の実情を調査した上で、住民基本台帳法別表に戸籍事務を追加することを含め検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	278	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省庁

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

実印の押印及び印鑑証明書の添付を義務付けている不動産登記令及び自動車登録令を改正し、申請書への押印及び印鑑に関する証明書の添付を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

不動産登記、自動車の登録などの重要な法的な手続において、各個別法令に基づき、本人の意思確認手段として、「実印の押印」及び市区町村長が発行する「印鑑登録証明書」の添付が必要とされている。これを受け、各自治体は地方自治法上の自治事務として、条例に基づき印鑑登録制度を運用し、証明書発行事務を行わざるを得ない状況となっている。

【支障事例】

(市民)市民は紙の印鑑登録証明書を取得するために、自治体窓口やコンビニへ足を運ぶ時間と発行手数料が必要になる。

(自治体)印鑑登録証明書の添付が必要な手続のために、市民から印鑑登録証明書の交付を求められ、これに応じなければならないという事務負担が生じている。また、印鑑登録のための専用システム、印鑑登録証の発行、専用紙の管理、職印の管理などを継続して、人的・財政的に大きな負担が生じている。

【制度改正の必要性】

「印鑑登録証明書」は、「その印影が自治体に届け出たものであること」を証明するに過ぎず、目視による照合を前提としたアナログな仕組みである。対して、マイナンバーカードの「署名用電子証明書」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づき、本人の同一性とデータの非改ざん性を保証するものであり、技術的・法的な信頼性は印鑑証明を大きく上回る。

マイナンバーカードと署名用電子証明書の国民の所持数に対して、印鑑証明書の交付が多い。当市では85%近いマイナンバーカード所持率であるが、4人に1人が印鑑証明書を1年に1通取っている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 市民(利用者)の利便性の劇的な向上

紙申請時の押印が不要になることで、平日に市区町村窓口へ来庁したり、コンビニ交付を利用したりして紙の証明書を取得する手間が完全に解消される。

印鑑登録証明書発行手数料(数百円)や、役所への移動時間・待ち時間がゼロになり、住民の経済的・心理的負担が大幅に軽減される。

2. 行政の事務負担の削減

申請時の押印が不要になることで、市区町村における印鑑登録証明書の交付事務負担を削減できる。

(参考)印鑑登録件数 11,315 件、印鑑登録証明書の交付 104,935 件。(令和6年度)

根拠法令等

不動産登記令第 16 条第 1 項及び第 2 項、自動車登録令第 15 条及び 第 16 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、郡山市、富岡市、柏市、川崎市、名古屋市、安来市、熊本市、都城市

○不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の際、申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすることで証明書を申請発行する職員と申請者の負担が軽減すると考える。

○道路用地の登記手続きの際、地権者に印鑑登録証明書を取ってもらい、それを申請書類に添付しているが、地権者の中には家計が厳しく証明書代を出せないため土地の収用に応じられないという方もいる。印鑑登録をしていない又は印鑑登録が廃止になっている場合は更に登録料も必要となる。高齢で身体が不自由な方も多く、自治体窓口やコンビニ等(高齢者はマイナンバーカードを作っていないことも多くその場合は窓口でしか取ることができない)に足を運ぶことが難しい場合は大きな負担をかけることになる。

○印鑑証明書の不要化は、市民が市役所やコンビニへ足を運ぶ必要や手数料を払う必要がなくなり、市民の利便性向上と自治体の業務効率化の両面で極めて有効である。

各府省庁からの第 1 次回答

【法務省】

不動産登記の申請においては、不動産の権利の得喪等に係る重要な手続について、書面申請がされた場合には、実印の押印と印鑑証明書の提出を求めている。

他方、オンライン申請の場合は、実印の押印及び印鑑証明書の提出に代わって、電子署名及び電子証明書の添付を求めることとしており、既に提案事項による対応を実現している。

この点、書面申請の場合であっても、実印の押印及び印鑑証明書の提出に代わる方法として、例えばマイナンバーカードの写しの提出を求めることとした場合、本人が文書の記載内容を認めたとは言えず、なりすましや不実の登記が発生し、国民が甚大な不利益を受けるおそれがあることから、書面が文書名義人本人により作成され、かつ、その意思に基づき作成されたことを確実に迅速に確認する方法として、書面申請の場合にまで、実印の押印及び印鑑証明書の添付を廃止することは困難である。

加えて、全ての申請をオンラインとし、書面申請を認めない取扱いとすることは、支障事例として提案団体が記載されているように、マイナンバーカードを保有していない高齢者などもおられる現状においては困難である。

【国土交通省】

自動車の登録は、所有権を公証する目的(第三者対抗要件としての担保)で行っていることから、所有権の得喪に関わる登録手続に際しては、所有者本人の真正な意思に基づくものであることを確認するため、印鑑登録証明書の提出及び申請書に押印した実印の確認により厳格な意思確認を行っているところである。

他方、オンライン申請の場合は、マイナンバーカードの電子署名機能により実印の押印及び印鑑証明書の提出を不要としており、既に提案事項による対応を実現している。

この点、窓口申請(本人申請)においても、令和 10 年 1 月より、受付機へのマイナンバーカードの提示により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とするよう検討を進めているところである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	279	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

在留カード等の IC チップへの書き込みに係る他システムとの情報連携

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

令和8年6月14日から運用開始となる、在留カード等の IC チップへの書き込みに使用する専用端末(住居地等書換アプリケーション)は、他のシステムと連携しない仕様となっている。
そこで、住居地等書換アプリケーションを改修し、住民記録システムとのデータ連携機能を追加させ、業務の効率化を図りたい。

具体的な支障事例

現時点では運用は始まっていないものの、外国人住民の住所異動があった際には、従来住民記録システムへの入力及び在留カード等の裏面への住居地の記入が必要であったが、それに加え、専用端末(住居地等書換アプリケーション)に住居地を入力するうえ、在留カード等の IC チップへの書き込みが必要となる。
住民登録の住所＝住居地の場合には、同様の住所を別々の端末に手入力することとなり、職員の負担増加のほか、住民の方の所要時間や待ち時間の増加が想定されるため。

【参考(令和7年10月～12月の外国人住民の住所異動に係る住民記録システムへの入力件数)】

令和7年10月 180件

令和7年11月 123件

令和7年12月 161件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民記録システムに入力した情報を連携することにより、職員の負担軽減や、入力誤りの防止につながり、結果的に住民の利便性も向上することが考えられる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の3、第19条の9、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、白河市、さいたま市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、都城市

—

各府省庁からの第1次回答

住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間での住居地データの連携については、市町村における業務の効率化の観点から、その必要性について認識しており、既に関係省庁間で検討を開始しているところ、以下2点の課題を踏まえつつ、引き続き、実現に向けて検討を進めてまいりたい。

1. 一般的なデータ連携として、①API連携、②ファイル連携、③データベース連携の3つが候補となるところ、住居地等書換アプリケーションはICチップのデータを読み取るアプリであり、データベースが存在しないため、③データベース連携の実現は困難である。また、②ファイル連携については、バッチ処理でファイルを取り込むことになるため、リアルタイムに住居地データを連携する必要がある本連携には適していない。仮にバッチ処理ではなく手動でファイルを取り込むこととなった場合、住居地データのコピー＆ペーストと作業量は変わらないにもかかわらず、改修コストがかかることになりメリットがないことになる。そして、①API連携については、リアルタイム連携が可能といったメリットがあり、本連携に適している。他方で、住民記録システムの運用に供する端末のベンダーは地方公共団体によって異なっており、住居地等書換アプリケーションから住民記録システムへリクエストを送って住居地データのレスポンスが返ってきたとしても、住居地データの識別子がベンダーによって「address」、「add」、「jyusho」、「jusho」のように異なっている可能性があり、その場合は全ベンダーの識別子のパターンを調査して住居地等書換アプリケーションに取り込んだ上で各ベンダーと連携テストを実施することになるため、改修に時間を要することになる。また、APIに障害が発生した場合は、連携するシステム全体に影響が及ぶ可能性があることに留意する必要がある。

2. 標準化後の住民記録システムで扱っている文字セットは行政事務標準文字又は JIS X 0213:2012 であるところ、住居地等書換アプリケーションにおいては、住居地データを読み出そうとするユーザーに対して汎用的に利用してもらえるよう、文字化けする可能性がある外字等の入力を制限している。したがって、上記文字セットに含まれる文字の一部を一般的に文字化けしないとされる汎用的な文字に置き換える必要があり、代替文字テーブルを新たに作成することが必要である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	286	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムと接続する戸籍情報システムにおける生体認証の必須要件の見直し

提案団体

神戸市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報システムにおける「生体認証の必須化」について、他の標準準拠システムで求められている「多要素認証」等と同等のセキュリティレベルを担保できる手段であれば可とするよう、戸籍情報システム標準仕様書の見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【当市の状況】

当市では「書かない窓口」の導入に関し、BPRを同時に進めている。窓口での対応において、来庁した市民の住基情報、住基ネット及び転出証明書等より他自治体からの引き継ぎ情報、戸籍情報を窓口カウンターに設置した業務端末で一挙に確認することで、バックヤードの端末設置場所まで確認のために離席する必要がなくなり、よりスムーズな窓口対応が可能になると考えている。

【現行制度について】

各種住民情報を参照する端末を統合したいと考えた際、住民記録システム等の他業務の標準準拠システムでは、「標準仕様書間の横並び調整方針」により「ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証」を必須とし、同等のセキュリティレベルを求めている一方で、法務省所管の戸籍情報システムのみが「生体認証」を必須としている

【支障事例】

書かない窓口の導入にあたり、システム運用の効率化のため、1台の端末で複数の業務システム(自治体窓口DXSaasS、住民記録システム、戸籍情報システム等)を稼働させ、保有する情報を一挙に確認できる環境構築を検討しているところである。当該検討において、戸籍情報システムを稼働対象とすることで生体認証を実装することが必要となり、コストが増大する要因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

窓口端末の認証要件が統一(多要素認証等へ緩和)されることで、複数システムを1台の業務端末へ統合することが容易になり、「書かない窓口」やワンストップサービスの構築が低コストかつ迅速に実現できる。

これにより、窓口対応時のバックヤードへの離席がなくなり、市民の待ち時間短縮(利便性向上)と行政の窓口業務の大幅な効率化に寄与する。また、システム標準化に伴い同様の課題を抱える他自治体のDX推進への波及効果も大きい。

根拠法令等

戸籍情報システム標準仕様書:機能 ID0030455

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北見市、花巻市、高松市、都城市

○当市においても今後BPRを検討していく際にハードルとなる課題と考えるため、見直しが必要と考える。
○システムの認証要件が統一されていることで端末の統合について検討を行うことができる。また、統合による窓口業務の効率化や市民の待ち時間短縮にもつながるため戸籍情報システムの生体認証必須要件の見直しを求める。

各府省庁からの第1次回答

戸籍は国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり、極めて機微性の高い情報を含み、その情報の流出は決してあってはならず、高度なセキュリティを持ったシステム及び不正な情報流出が発生しない仕組みを構築することについて国民から強く要請されているものと認識している。

戸籍情報連携システムと戸籍情報システムを連携することで、戸籍の副本を閲覧することが可能となるが、不正な目的で閲覧されることが懸念されたことから、令和元年の戸籍法改正において、戸籍に関する事務に従事する市町村の職員等が、その事務に関して知り得た事項を提供し、又は盗用したときの罰則が定められたところである。

これを踏まえ、戸籍の副本を閲覧することができる者を限定し、かつ、閲覧を許可された者においても不正な閲覧を行わないような仕組みが不可欠である。

生体認証においては、指紋、顔、虹彩などの個人の固有の身体的特徴を利用するため、他人によるなりすましが非常に困難であるばかりか、閲覧をした者とログに記録された者とが一致するため、仮に戸籍の閲覧権限を持つ者が不正な閲覧をした場合には、閲覧者を容易に特定ができる。このことは、不正の早期発見につながるほか、閲覧をする者に対する抑止の効果としても機能するものと考えられる。

上記の国民からの要請を踏まえると、戸籍については「標準仕様書間の横並び調整方針」より高度なセキュリティを有する必要があると考えられるため、他の標準準拠システムで求められている「多要素認証」等と同等のセキュリティレベルを担保できる手段であれば可とすることは困難であると考えられる。

ただし、生体認証と同等以上のセキュリティレベルを確保できる手段があれば、その利用を排除することも相当ではないと考えることから、どのような手段であれば代替可能であるかについては、引き続き検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	298	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

登記書類の閲覧及び交付申請についての申請様式の統一

提案団体

千葉県、市川市、成田市

制度の所管・関係府省庁

法務省

求める措置の具体的内容

法務局への登記書類の閲覧及び交付申請について、複数の登記書類について申請する際の申請様式をまとめて1つにすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

登記書類(全部事項証明及び公図等)の閲覧及び交付申請の際に、請求する書類ごとに申請書を別々に作成する必要がある。

【支障事例・制度改正の必要性】

複数の種類の書類を交付申請する際に、ほぼ同内容の申請書を書類の種類ごとに作成しそれぞれ押印しており、手間がかかっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び市町村の事務負担の軽減、業務効率化につながる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、富岡市、兵庫県

○例えば同じ番地の登記簿と公図を取ろうとした場合、申請内容はほとんど同じであるにもかかわらず、登記簿を取る申請書と公図を取る申請書を別々で作成する必要があり、手間や印刷経費が余計にかかることとなって

いる。

各府省庁からの第1次回答

登記事項証明書や地図証明書の交付の請求を行うときに登記所に提供する事項は不動産登記規則第193条に規定されているが、請求書の様式については定めがないため、それぞれ異なる請求書を作成しなければならないというのは、事実誤認である。

なお、各証明書については、請求内容に応じて記載すべき所要事項が異なることから、一般利用者の利用しやすさに考慮して、登記所の窓口には、それぞれの証明書種別ごとの請求書を備え付けているものである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	300	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建設リサイクル法の解体工事業者登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備

提案団体

千葉県、埼玉県、三重県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設リサイクル法の解体工事業者登録の審査において、技術管理者の過去8年以上の実務経験が適法であることを自治体が確認できるシステムを求める。

- ①技術管理者の実務経験の期間に、使用者(雇用主)が必要な建設業許可を有していたこと。(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム改修等)
- ②外国人の場合は、当該期間に在留資格・就労資格を有していたこと。(現在デジタル庁が整備している行政機関間連携基盤「公共サービスメッシュ」において、出入国在留管理分野での情報連携強化に合わせて、円滑に処理できる環境整備)

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設リサイクル法における解体工事業者の登録にかかる審査に必要な情報の取得について、

- ①建設業許可に関しては、最新の許可情報を一元的に管理するシステム(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム)が存在し、誰でも閲覧可能だが、当該システム上では過去の許可情報までは確認することができない。過去の情報が必要な場合は、許可都道府県に個別に確認する必要がある。
- ②在留資格・就労資格に関しては、都道府県が出入国在留管理庁から特定の個人の資格情報を取得することは認められていない。外国人が実務経験の証明により技術管理者となる場合、本人が出入国在留管理庁へ開示請求を行い、証明する期間(8年間)の資格証明書類を取得する必要がある。

【支障事例・制度改正の必要性】

- ①建設業許可に関する過去の情報については、個別に許可都道府県に確認する手間と、1件につき1日程度の時間がかかる。
- ②在留資格・就労資格に関する情報については、本人に開示請求を行う負担がかかり、手続きに日数を要する。その負担から、本人が開示請求の求めに応じないことも多く、一時預かりした申請書類が長期間保留状態となっていることが常態化している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

解体工事業者の登録にかかる審査の効率化、時間短縮及び申請者の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

建設リサイクル法第 22 条第 2 項
解体工事業登録等省令第 4 条第 1 項第 2 号、同第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、徳島県

○過去の許可情報がシステムで確認できないため、当県においても、他都道府県への照会及び他都道府県からの照会への対応の双方に手間と時間を要しており、申請内容の確認に時間を要するケースがあるなど、登録事務の迅速な処理に支障が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

【国土交通省】

解体工事業者の登録申請において、技術管理者が建設リサイクル法第 31 条の基準に適合する者であることを証する書面については、解体工事業に係る登録等に関する省令第 4 条第 4 項において、「実務の経験を証する別記様式第 3 号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面」とされており、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を利用した確認に加え、解体工事業を含む建設業許可申請における取扱い等を参考に、都道府県の判断により、実務経験の確認に必要な書類の提出を求めることは可能であると考えている。また、ご提案内容については、制度運用の実務上の課題として、都道府県との会議等において問題意識や対応事例の把握・共有に努めてまいり。

なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」は、発注者の保護を目的として、発注者が、建設業者との取引に際し、相手方が必要な許可を有している事業者であるか否か等を事前に確認することができるよう構築したものであり、現時点において有効な建設業許可を有している建設業者の情報を公開しているものであり、このような利用目的をふまえると、当該システムについて、過去の許可情報を一元的に管理することは実務上困難であると考えている。

外国人の在留カードの交付に関する情報等は、令和 9 年 3 月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みである。建設リサイクル法に関する事務に関し、出入国在留管理庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得するためには、番号利用法令の改正により当該事務を個人番号利用事務とすること等及び関係システムの整備等を完了させることが必要となる。

・各都道府県事務における建設リサイクル法関連の個別システムの整備状況

・個人番号による情報管理を導入することによるシステム改修の費用対効果

等を勘案した上で、

・個人番号を利用することによって現行の運用よりも当該事務の処理を合理化することが可能であるかどうか

・個人情報保護の観点から各事務を行う者、及び当該事務の内容が個人番号を利用するものとして適切かどうか

について番号利用法令を所管するデジタル庁と協議する必要がある。そのためまずは、こうした観点から具体的な状況について、都道府県の状況を確認してまいり。

【出入国在留管理庁】

当庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得したい場合は、番号利用法令上、特定個人番号利用事務となる法令（建設リサイクル法）を所掌する省庁と調整いただく必要があるため、本件については国土交通省との調整をいただく必要がある。

なお、本人から保有個人情報の開示請求が行われた場合、法令に基づき適切に対処することとなる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	304	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

本籍地が管外である場合のマイナンバーカードの交付事務における法定代理人の代理権確認に係る運用の見直し

提案団体

由布市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人(親権者等)の代理権確認において、本籍地が管外である場合も、戸籍関係情報をマイナンバー情報連携により取得することを可能とすることを要望する。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人(親権者等)の代理権確認において、法定代理人(親権者等)の本籍地が管外の場合は、法定代理人に戸籍謄本等の親権を証明するものの提出を求めているため、住民に謄本を取得させる手間と手数料が発生し、デジタル化による「添付書類不要」の理念に逆行している。親(法定代理人)及び子(申請者)それぞれのマイナンバーを提出することで、マイナンバー情報連携で親子関係の確認が可能であるため、戸籍謄本等の発行、提出に係る負担が軽減される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバー情報連携により、本籍地が管外である場合にもシステム上で照会・確認を行えるようになれば、住民の時間、労力、費用負担が解消され、市民サービスが向上する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、さいたま市、銚子市、厚木市、新潟市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市

○親(法定代理人)及び子(申請者)双方のマイナンバーを活用することで、情報連携による親子関係の確認が可能となれば、戸籍謄本等の取得及び提出負担軽減に加え利便性向上にも資するものと考えられるため制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードの交付事務においては、厳格な本人確認の観点から、原則として交付申請者本人の出頭を求めているところ、交付申請者が15歳未満である等の場合においては、その法定代理人に対して出頭を求めており、その際、法定代理人としての資格を証明する書類として戸籍謄本等の提出を求めているところです。なお、15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できるときは、市町村の判断により戸籍謄本等の提出を省略することが可能となっております。

ご提案のマイナンバー情報連携による戸籍情報の確認については、そのシステムの構築及び改修の規模や情報連携による情報の確認に要する時間や事務負担等の窓口における実際の運用方法も考慮しつつ、そのニーズや実務上の課題について調査の上、その必要性も含めて検討してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	312	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方税務における相続人調査のための戸籍情報連携の拡充

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務において、戸籍関係情報を照会可能な事務手続に相続人調査に係る事務手続を追加するとともに、戸籍の公用請求に必要な項目を照会可能としていただきたい。

具体的な支障事例

現行、地方団体において賦課徴収を行ううえで、納税者の死亡に伴う納税義務の承継や、不動産の現所有者の把握など相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。
現行の情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務では、個人住民税の人的控除の適用に限り、戸籍関係情報を照会することはできるが、相続人調査等の事務では照会することができない。相続人の調査に当たっては、まずは住民票の写しを取得し、本籍地を把握したあとに、本籍地に対して戸籍を請求する事務が生じており、二度手間となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークシステムにおいて、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第24項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、寒川町、新潟県、富士市、豊橋市、小牧市、名張市、城陽市、豊中市、寝屋川市、兵庫県、姫路市、斑鳩町、久留米市、佐世保市、鹿児島市、伊佐市、特別区長会

○照会可能となることにより、事務の効率化が図られると考えられる。近年は特に、被相続人の1親等(配偶者、子、兄弟)の不在や相続放棄等が多くなってきており、相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。

○当市においても、相続人の調査に当たっては、住民票の写しの取得や本籍地に対する戸籍の請求等が大きな事務負担となっているため、左記の提案のように、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がると考える。

各府省庁からの第1次回答

【総務省】

地方税における戸籍関係情報の情報連携については、戸籍法を所管する法務省とも連携しつつ、対応の検討を行ってまいりたい。

【法務省】

法務省としては、戸籍法を所管する立場から検討に協力してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超える地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	319	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

在留カード等の IC チップ等への記録事務の改善

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

令和8年6月より開始予定の出入国管理及び難民認定法第 19 条の7第2項、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 10 条第3項に規定される「在留カード等の IC チップへの書き込み」について、住民基本台帳ネットワークシステムや住民記録システムと連携が可能となるよう改善すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

在留カード等と個人番号カードの一体化等を内容とする出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 59 号)が令和8年6月 14 日に施行予定とされ、在留カード等と個人番号カードが一体化された特定在留カード等の交付が開始される予定である。現行制度では、在留カード等の券面に住居地を印字しているが、この法改正に伴い、外国人住民が住所を変更した場合に、市町村において在留カード等の IC チップに住居地を記録する事務が開始される。

【想定される支障】

出入国在留管理庁より、ICチップに住居地等を記録する専用アプリが配付され、市町村においてその専用アプリのためのスタンドアロン端末を調達することが通知されていた。その後、アプリの動作保障は行わないが、住民記録システムと同一の端末へのアプリ導入を許容するとの見解が示された。ただし、このアプリは住民基本台帳ネットワークシステムや住民記録システムとのデータ連携機能はないため、手動で住所を入力し、ICチップに記録する必要があり、対応時間の増加、入力間違いのリスクが想定される。

【支障の解決策】

住民基本台帳ネットワークシステム等とデータ連携ができるようにすることで、入力間違いの防止、対応時間の軽減が期待できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

令和6年度は該当する事務が市全体で約 4.5 万件あり、新たな運用により1件あたり 15 分程度処理時間が増加すると見込んでいる。

処理時間の増加が来庁された方の待ち時間となるため、システム連携の改善により待ち時間の改善や、手入力をしないことにより誤入力のリスクを減らすことができる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第 19 条の7第2項、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 10 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、さいたま市、富士宮市、豊橋市、小牧市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、大野城市、都城市

○住居地等書換アプリケーションの改修により、住民記録システムとのデータ連携することにより、業務の効率化が図られると考えられる。

○年々当市に在住している外国人の数も増加しており、提案団体同様、手入力による誤入力の発生や処理時間及び待ち時間の増加が思料されるため、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携について検討いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答

住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間での住居地データの連携については、市町村における業務の効率化の観点から、その必要性について認識しており、既に関係省庁間で検討を開始しているところ、以下2点の課題を踏まえつつ、引き続き、実現に向けて検討を進めてまいります。

1. 一般的なデータ連携として、①API 連携、②ファイル連携、③データベース連携の3つが候補となるところ、住居地等書換アプリケーションはICチップのデータを読み取るアプリであり、データベースが存在しないため、③データベース連携の実現は困難である。また、②ファイル連携については、バッチ処理でファイルを取り込むことになるため、リアルタイムに住居地データを連携する必要がある本連携には適していない。仮にバッチ処理ではなく手動でファイルを取り込むこととなった場合、住居地データのコピー＆ペーストと作業量は変わらないにもかかわらず、改修コストがかかることになりメリットがないことになる。そして、①API 連携については、リアルタイム連携が可能といったメリットがあり、本連携に適している。他方で、住民記録システムの運用に供する端末のベンダーは地方公共団体によって異なっており、住居地等書換アプリケーションから住民記録システムへリクエストを送って住居地データのレスポンスが返ってきたとしても、住居地データの識別子がベンダーによって「address」、「add」、「jyusho」、「jusho」のように異なっている可能性があり、その場合は全ベンダーの識別子のパターンを調査して住居地等書換アプリケーションに取り込んだ上で各ベンダーと連携テストを実施することになるため、改修に時間を要することになる。また、API に障害が発生した場合は、連携するシステム全体に影響が及ぶ可能性があることに留意する必要がある。

2. 標準化後の住民記録システムで扱っている文字セットは行政事務標準文字又は JIS X 0213:2012 であるところ、住居地等書換アプリケーションにおいては、住居地データを読み出そうとするユーザーに対して汎用的に利用してもらえるよう、文字化けする可能性がある外字等の入力を制限している。したがって、上記文字セットに含まれる文字の一部を一般的に文字化けしないとされる汎用的な文字に置き換える必要があり、代替文字テーブルを新たに作成することが必要である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	329	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に係る様式の記載内容の統一

提案団体

指定都市市長会、広島市

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に当たり、総務省が定める「国又は地方公共団体の機関による請求書(住民票の写し・住民票の除票の写し)」、「同左(戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し)」及び法務省が定める「戸籍証明書等の公用請求書」の3つの様式について、公印欄等の記載内容を統一するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求の様式については、令和5年提案募集(管理番号20)「住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化」の対応方針を踏まえ、総務省において住民票及び戸籍の附票の写し等に係る統一様式が、法務省において戸籍謄本等に係る統一様式が作成されたことにより一定の統一が図られた。

しかしながら、総務省の様式と法務省の様式で文書管理番号や請求日、公印欄の有無などが異なることから、当市から公用請求を行うに当たり、市町村によっては、総務省の様式には無いこれらの記載や公印の押印(もしくは公印省略の表示)がなければ請求を受け付けてもらえない場合があるほか、当市が公用請求を受ける場合も、事前に他市町村からこれらの点の取扱いについて多くの問い合わせがあるなど、市町村間でその運用に違いが生じて新たな支障となっている。

広域交付の開始により、戸籍関係証明については自庁内で交付できるようになっているが、それでも戸籍の附票の写しと戸籍謄本等は同時に同一の人物の請求をすることが多いことから、総務省と法務省で様式が異なるために上記のような支障が生じやすくなっており、請求内容を確認する証明書の発行市町村にとって事務負担が生じる状況となっている。

このため、公用請求に必要とされる様式への記載項目等について市町村の意見を踏まえ、総務省と法務省で調整の上、統一することにより、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公用請求に関する様式であるためなし。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求の様式の記載内容を統一することにより、市町村間で運用の違いが生じることを防ぐことが可能となり、証明書の発行市町村の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)

「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」の一部改正について(令和7年4月11日付け法務省民事局民事第一課長依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、花巻市、郡山市、いわき市、富岡市、さいたま市、柏市、厚木市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、東広島市、高松市、佐世保市、都城市、特別区長会

○記載内容を統一することにより、市町村間で運用の違いが生じることを防ぐことで、申請市町村の混乱及び証明書の発行市町村の事務負担の軽減につながると思われる。

○道路用地の登記手続きで地権者の現在住所が不明な場合や相続人を調べる場合等、住民票や戸籍附票等の請求をすることも多い。これらの請求書は様式が分かれており、項目が重複しているにもかかわらず、それぞれで請求書を作成する必要がある。様式の内容を見る限り、様式を統一することは可能であると思われる。また、公印の要否等の差異があり、市町村によって請求書の不備の判断が異なるため、不備に当たらない場合でも修正を求められることもあり、請求する側も請求を受ける側も負担となっている。

○住民基本台帳法と戸籍法に基づく証明交付は同一部署で行っているが、様式もそうであるが、法令・通知の内容もそれぞれで言い回しや解釈が異なる点があるため事務がわかりにくくなっているため、法令等の記載内容・通知等の統一化を望む。

○戸籍謄本等に係る統一様式においては、公印を省略する場合には公印省略の旨を明記する文言が記載されているところであるが、住民票の請求書においてはこうした記載がないことなどから、請求者や自治体が公印の取り扱いについて混同した請求や対応を行う場合がある。様式を統一化することにより、取り扱いの差異を解消し、確認作業等の事務の軽減を図ることが可能である。

各府省庁からの第1次回答

【総務省】

「国又は地方公共団体の機関による請求書(住民票の写し・住民票の除票の写し)」、「国又は地方公共団体の機関による請求書(戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し)」については、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係機関の意見も反映した上で標準様式を作成したところである。当該標準様式を短期間で改正した場合には、国又は地方公共団体の機関における公用請求事務の運用に混乱を生じさせるおそれがあることから、記載内容の統一の可否について、公用請求事務の運用に与える影響や必要性を踏まえて今後検討する。

【法務省】

戸籍証明書等の公用請求書の様式については、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、令和7年4月11日付け法務省民一第3095号法務省民事局民事第一課長依命通知により標準様式を定めているところである。

戸籍制度と住民基本台帳制度は、それぞれ異なる制度であり、根拠となる法令の規定やその趣旨も異なるため、証明書の交付請求書に記載すべき事項が異なるため、様式を統一することはできない。

また、標準様式については、戸籍証明書の公用請求を行う側についても、これに沿った公用請求書を作成できるよう、業務システムの改修等を行っているものと承知しており、短期間で標準様式の改正を行った場合、公用請求を行う側に不測の混乱を招くおそれがあるため、標準様式を現時点で改正することは困難である。

なお、今後、現在の標準様式の利用が定着し、これに対する評価がある程度定まってきた時点で、市区町村の業務の効率化の観点から、必要に応じて標準様式を見直すことも検討したい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	330	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携

提案団体

指定都市市長会、広島市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

市町村は、地方税法第 382 条第3項の規定により、登記所から土地又は建物の表示及び権利に関する登記に係る通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正することが義務付けられている。

登記とマイナンバーの紐付けについては、「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ(令和4年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)」(フォローアップ 2023 年度版)において、2026 年から検討することとされている。

【支障事例】

当市においては、登記所から、令和6年度実績で約 63,000 件の登記に係る通知があり、その内容に応じて RPA など活用しながら課税台帳の記載・訂正の作業を行っているが、同姓同名の者が複数いる場合や通知に記載の氏名と当市の市税システムに登録している氏名の字体が異なる場合など(約 2,000 件)は、課税台帳に登録する所有者を手作業で特定せざるを得ず、作業に時間を要し負担となっている。加えて、登録する所有者の住所が市外の場合(令和6年度実績で約 9,500 件)は、課税台帳にマイナンバーを記載するに当たり、別途、住民基本台帳ネットワークシステムで所有者のマイナンバーを調べた上で、課税台帳に登録する必要があり、登録する所有者の住所が市内の場合と比較して追加の負担が生じている。

【支障の解決策】

このため、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に当たり、「税務システム標準仕様書」で実装必須とされている登記所からの通知データの取込機能において、一意に付番されるマイナンバーにより情報連携を行うことで、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込・課税台帳への自動反映ができるようにすることで、手作業で所有者の特定やマイナンバーを記載する必要がなくなり事務負担の軽減につながる。また、課税台帳の記載・訂正時の誤登録による同姓同名の別人への課税誤りなども防ぐことができ、適正な課税につながる。

根拠法令等

地方税法第 382 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条、別表、税務システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。
○提案内容の実現により、税通の内容が自動的にシステムに反映されるようになるのであれば、事務負担の大きな軽減になると考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加することを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	333	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

法定相続情報証明制度における申出対象者等の拡大

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

法務省

求める措置の具体的内容

相続人に代わり、行政庁(市町村)による法定相続情報証明制度の申出も可能とし、相続人が法務局から「法定相続情報一覧図の写し」を取得できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

空家問題においては、数次相続や相続放棄などにより相続人が多数存在または相続人同士が面識のない状況があるなど、長年解決しない空家等の原因が相続問題である事が多い。また、このような空家等の相続人調査費用は高額となり、また調査期間も長期化する事も多く、相続人による遺産分割協議や相続放棄の手続きが進まず、空家等の老朽化が進み、かつ周囲への危険性が高まるため、当該空家等にかかる指導や通報対応など行政庁の負担が解消されない。

さらに、空家に限らず他事業等においても行政庁が指導や折衝をするにあたり、戸籍等により所有者調査を実施し、法定相続人を把握している事例がある。

行政庁が取得した戸籍等の資料を基に、相続人に代わり当該制度の申出が可能になり、相続人が法務局から「法定相続情報一覧図の写し」を取得できるようになれば、遺産分割協議や相続放棄の足掛かりとなり、今後増加が見込まれている空家等の解消や土地の流通による新たな税収の増加、当該空家等への通報対応に係る潜在的労務の解消などにつながると考える。

(制度改正された場合の活用イメージ)

- 所有者調査を実施した行政庁の部署が「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局へ申出
- 相続人が、法務局で「法定相続情報一覧図の写し」を取得
- 遺産分割協議の開始(相続人の数などを把握し易くすることで、相続手続きを促進)
または相続放棄申述書に「法定相続情報一覧図の写し」を添付し相続放棄(数次相続などの早期予防)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により空家問題の解消を促進する事で、周囲への被害防止や地域の防犯性向上、土地の利活用による税収の増加、他部署に及ぶ空家関連の通報対応業務削減などが見込まれ、他の問題への取り組みの促進が図られる事で、行政庁全体のサービス向上につながる。

根拠法令等

不動産登記規則第 247 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、横須賀市

○相続の問題（数次相続や相続放棄など）により、長年解決しない空家等が多く存在する。

各府省庁からの第 1 次回答

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出をすることができるのは相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者であるところ、行政庁（市町村）が取得した戸籍等の資料を相続人に提供することで、相続人は、当該資料を添付し、資料収集の負担なく法務局に法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出を行うことが可能であり、また、弁護士、司法書士等の専門家が当事者からの委任を受けて申出をすることも可能であることから、市町村に申出の権限を認める必要性の有無を含めて慎重に検討する必要がある。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	342	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る「利用登録申請」の情報入力及び本籍地市町村による承認事務の廃止等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(以下「コンビニ交付」という。)において、住所地と本籍地が異なる住民が戸籍謄本等を取得する際に必要とされている「利用登録申請」の情報入力及び本籍地市町村による承認事務を廃止することを求める。

併せて、個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、「利用登録申請」で入力が求められる「本籍地」を一意に確認可能とすることで、即時交付可能とする仕組みとすることを求める。

具体的な支障事例

コンビニ交付により取得可能な戸籍謄本は、「現在の戸籍」に限定されており、除籍謄本や改製原戸籍謄本等の過去の戸籍は対象外である。このため、複数の本籍地や筆頭者を特定する必要はなく、個人番号カードによる公的個人認証を活用すれば、申請者が特定され現在の本籍地も一意に特定できる。

それに関わらず、現行制度では、住民に対し本籍地の詳細な住所や筆頭者を手入力させ、その内容を基に本籍地市町村が承認を行う運用となっており、対象範囲の限定性を踏まえると合理性を欠いている。

住所地と本籍地が異なる住民がコンビニで戸籍証明書の交付を受けるには、事前申請及び承認が必要であり、申請から交付可能となるまで5日程度を要するため、戸籍証明書を急ぎ取得したい場合は、来庁して広域交付を求めることが想定され、さらなる窓口混雑につながる恐れがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からは、「個人番号カードで本人確認を行っているにも関わらず、なぜ本籍地や筆頭者を正確に入力しなければならないのか」「申請後、数日待たされる理由が分からない」といった不満の声が寄せられている。住民に詳細な入力を求めるのではなく、システム上で自動的に照会・紐付けを行う方が、住民及び行政双方にとって合理的である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用登録申請の情報入力及び承認事務を廃止することにより、住民は情報入力に伴う心理的・事務的負担から解放され、全国のコンビニエンスストアにおいて、速やかに戸籍謄本等を取得できるようになる。

また、市町村においては、入力不備に伴う電話照会や承認処理、紐付け作業が不要となり、本人確認が完了している案件に対して手作業で補完処理を行うといった非効率な事務が解消されることで、行政事務の抜本的な

効率化が期待される。

根拠法令等

戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の3、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北見市、花巻市、北上市、いわき市、白河市、松戸市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、寝屋川市、姫路市、生駒市、安来市、高松市、佐世保市、熊本市

○市外に居住する本籍人の負担が減るため、見直しが必要と考える。
○当市においても申請者への申請内容確認のための連絡が日中はなかなか取れず、時間外に行っているため、職員の時間外労働、負担の増加の一因となっている。
○コンビニで戸籍を取得する際、本籍地と住所地が異なる場合、利用登録申請が必要となることは、利用者・職員双方の負担となっている。端末のメニューから必要な手続きの選択が分かりにくく、メニューを進んでも取得したい証明書を選択できない、申請をしても本籍地の自治体で承認されないと証明書を取得できない、時間がかかるという声が寄せられており、利用者には手続きの不便さを生じている。また、職員にとっても端末操作の電話対応や利用登録申請の内容に不備等があれば申請者に再申請が必要な旨連絡したり、却下手続きをして、再度申請に対応したりするなど事務負担となっている。

各府省庁からの第1次回答

コンビニ交付サービスでは、利用者証明用電子証明書の発行番号を活用することで、個人番号カードと利用者本人の紐付けを行っているところ、本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合においては、本籍地市区町村は利用者本人を特定するために必要な発行番号を有していないため、現状利用者本人が「利用登録申請」を行い、本籍地市区町村に発行番号等の情報を送信する必要があります。
そのため、カード交付及び更新や転入転出手続等の窓口事務の中で、戸籍証明書のコンビニ交付サービスを利用される場合には、事前にキオスク端末での登録申請を要することを案内し、利用者に予め「利用登録申請」の手続を行っていただけるよう、総務省としても周知徹底に努めてまいります。
なお、国民及び市区町村の負担軽減の観点からは、法務省において、戸籍情報連携システムを用いた情報連携により、旅券の発給申請等の行政手続において紙の戸籍謄本等の添付省略を可能とすることで、紙の戸籍謄本等の交付手続そのものを不要とする取組を行っています。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	374	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市町村が行う近傍土地価格に係る証明事務の廃止

提案団体

大町市

制度の所管・関係府省庁

法務省

求める措置の具体的内容

「税務システム標準仕様書への準拠」(以下「標準化」という。)により、市町村のシステムから地方税法第422条の3に基づく価格通知の帳票を出力する機能が無くなり、通知は完全オンライン化される。(令和7年度末、一部間に合わないベンダーあり)

これまで市町村は、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付してきた。

標準化により、オンライン化されるにもかかわらず、法務局との協議の中で、依然として、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付を求められている。

登録免許税法施行令附則第3項に基づき、登記官が自らの責任で不動産価額を認定する運用を徹底し、慣例的に行われてきた市町村への「近傍土地価格の選定、紙媒体による証明要求」を廃止することを求める。

具体的な支障事例

現状と課題: デジタル化の進展と残された「アナログな慣例」

これまで市町村は、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付してきた。しかし、この運用は以下の通り制度的・技術的な限界を迎えている。

オンライン化の実現:

地方税法第422条の3に基づく価格通知は「標準化」により、完全オンライン化される。市町村のシステムからは、帳票を出力する機能が無くなり、これまで便宜的に行ってきた「紙での通知」というアナログな慣例を継続するためのシステム上の基盤は消失する。

県内19市町村中、1市のみ近傍価格は出さない方針としているが、他市では、評価証明書(評価通知書とは別の書式)により、紙ベースで提出している。(有料か無料かはそれぞれの団体で異なる。)

証明を行わないこととした市は、根拠法令がないことから証明事務の廃止を決定したと伺っている。その他の市は、各支局の登記官から引き続きお願いされているとのことで、現在も紙ベースで証明事務を行っている状況である。

長野法務局の統括登記官に確認すると、それぞれの自治体と各支局の登記官で協議し、決めてもらいたいとのことであった。

令和5年提案事項 管理番号69において、令和7年度の標準化に伴い、申請者による評価額証明書等の取得及び提出は不要とする方向で検討されている。令和8年度には価格データの活用により申請者の手続き自体の省略化及び国・地方の業務効率化が実現できる状況となるが、近傍地価格が必要な場合も、登記所へオンラインで通知している情報のみを利用し、登記官が登録免許税の算定をすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

標準化による、行政手続きのオンライン化は、効率化と透明性向上を目指し推進されている。
市町村税務システムでは、地方税法第 422 条の3に基づく価格通知がオンライン化される予定であり、紙媒体からの脱却が進む見込みである。
しかし、現状では法務局が市町村に紙媒体での通知交付を依然として求めており、オンライン運用が阻害される状況が続いている。
この慣例的対応は、登録免許税法施行令附則第3項に基づく登記官の不動産価額認定責任を曖昧にし、行政効率を低下させている。
完全オンライン化を実現するには、明確な運用変更が必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村から登記所へは、固定資産税の価格情報がオンラインで一括提供される。
登記所側において、提供されたデータを活用すれば、類似不動産の選定及び価格の特定は自律的に実行可能である。
申請者を介して市町村窓口へ紙の証明を求める「アナログな二度手間」を強いることは、デジタル庁が進めるアナログ規制撤廃の趣旨にも真っ向から反するものである。
いままで通りの手順では、
①登記官の印が押された「固定資産評価証明書交付依頼書」を法務局で、申請者に交付する。
②それを持って申請者が市町村の窓口へ行く。
③市町村が評価通知に近傍価格を入力、発行した帳票を申請者が、法務局に持参する。
④登記官はそれをもとに、登録免許税を算出する。
⑤申請者は、登記官から告げられた登録免許税を納付する。
という手順となる。
オンライン化されている意味が無く、住民の利便性、行政の効率化を阻害している。

根拠法令等

登録免許税法附則第7条、登録免許税法施行令附則第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、ひたちなか市、高崎市、寒川町、半田市、尾張旭市、城陽市、芦屋市、鹿児島市

○近傍土地価格の通知は、年に数十件申請があり、業務の負担となっている。
○証明書に近傍価格を直接記入したものを交付しており、近傍価格を必要とする証明書取得者への円滑な証明書の発行を阻害しているため、オンライン化の実現は必要と考える。
○法務局 HP での登録免許税の計算 PDF には、固定資産課税台帳の価格がない場合は「登記所が認定した価額」が登録免許税の課税標準であると明記されている。登記所が、市町村が提供する価格情報データを活用して類似不動産選定や価格特定を行い、登記所で完結する仕組みとすることで、国民の負担軽減につながる。なお税務システム標準仕様書（固定資産税）の機能要件には、ある土地が評価額ゼロの場合に証明用に近傍土地を選択したり、前回選択した近傍土地が何であるかを保持する機能はなく、証明書発行の都度備考欄に全て市職員が手入力での追記する機能しか存在しない。機能がないシステムを使用して市町村発行の証明書を求める運用を続けさせるのは、不可能を強いている。また別人所有の土地（近傍土地）の評価額を別の納税者に証明として交付することは、適切ではない。
○非課税地に対する近傍地価格の通知事務はなくなったものの、地目変更の際の近傍地の選定や価格通知事務は依然として残っている。当該事務が廃止されれば、負担軽減にはつながる。（年間 30 件程度）
○当市は、地方税法第 422 条の3に基づく価格通知（以下、「価格通知」という。）は電磁的記録媒体を用いてデータでの通知を行っているが、登記官からの依頼（固定資産税評価額通知書）により近傍土地価格に係る証明書交付の請求がなされているところである。
現在は上記請求がなされた場合、評価証明書に「登記用」と記載したものを交付しているが、標準化移行後（令和9年1月以降）はこの記載がシステムできなくなるため、標準化移行後に同請求がなされた場合は手作業に

よる「登記用」の記載等が必要となり事務効率が低下する。
そのため、近傍土地価格が必要な場合は、価格通知を利用して登録免許税の算定を行っていただきたい。

各府省庁からの第1次回答

不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知(地方税法第422条の3)がオンラインで行われる場合には、オンラインで行われる通知のみでは登録免許税の計算を行うことができない場合を除き、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とする方向で結論付け、運用に向けて検討しているところである。
なお、現状においても、地方公共団体から不動産の所有者等に通知される固定資産課税明細書の写し等が提供された場合には、固定資産税評価証明書の添付を要しないこととしている。